

令和3年1月22日

保護者各位

岡山県立倉敷中央高等学校
校長 福本 和宏

感染症に係る出席停止等の取扱いの変更について

平素から本校の教育活動に対しまして格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の「地域の感染レベル」引き上げに伴い、県立学校における出欠の取扱い等について、通知に基づき次のとおり変更となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安について

(1) 児童生徒等の感染が判明した場合

⇒保健所等が指示する日まで

(2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

⇒感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間

(3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合

⇒症状がみられなくなるまで

(4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

⇒症状がみられなくなるまで

* 下線部が変更点です。新型コロナウイルス感染症に関し、その他「校長が出席しなくてよいと認めた日」とする目安に変更はありません。

* 出席停止扱いに関する書類は本校 HP よりダウンロード可能です。裏面(様式1)使用可です。

2. 御家庭へのお願い

- (1) 毎朝の健康観察(本人及び同居の家族)をお願いします。また、必ず登校前に検温してください。本人や同居の家族に発熱等の風邪の症状があるときには、自宅で休養してください。
- (2) マスクの着用や手洗い、換気等の感染症対策を徹底してください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症疑いにより PCR 検査を受けたあるいは受ける予定となった場合、また濃厚接触者と特定された場合は直ちに学校まで御連絡ください。